

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズスクエア横浜タワーB26階
(登記上の本店所在地：相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株式会社 ノ ジ マ

取締役兼代表執行役社長 野 島 廣 司

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、本「ご通知」末尾に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、インターネットにより議決権を行使されるか、いずれかの方法により、平成25年6月21日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月22日（土曜日）午前10時30分
(午前9時30分開場予定)
 2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号2
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役17名選任の件 |
| 第3号議案 | ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.nojima.co.jp>）に掲載させていただきます。
3. 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州債務問題や新興国の景気減速など海外経済を巡る不確実性はあるものの、大震災後の復興関連需要が下支えするなかで、新政権によるデフレ脱却に向けた経済政策への期待が表れてきており、日本銀行が打ち出した大胆な金融緩和政策などを受けて円安へのシフトが進み、輸出環境の改善や日経平均株価の上昇、消費マインドの改善等景気先行きへの期待が高まっております。

家電流通業界におきましては、依然として映像関連商品の需要拡大が期待できないこと等、市場規模の縮小により厳しい状況が続いているものの、スマートフォン等通信端末の販売拡大、エアコン等白物家電の堅調な販売、節電・環境への意識の高まりを背景とした商品の需要が見込まれる等、明るい兆しも見られております。

このような状況下におきまして、当社グループは、「デジタル一番星」「お客様満足度No.1」を実現するために、「選びやすい売場」と「お客様の立場に立った接客」を掲げ、従業員の育成並びにコンサルティングセールスやソリューション提案の強化等に取り組んでまいりました。

こうした取り組みを継続することにより、白物家電につきましては、冷蔵庫やエアコンを中心とした暖房機器などの販売が引き続き堅調に推移、また、引き続き好調なスマートフォン、タブレット端末等の積極的な拡販や、お客様のニーズにお応えし続けたことにより、携帯電話を中心とする通信関連機器の販売につきましても好調に推移する等、当連結会計年度における当社グループの収益は家電流通業界におきまして、高い伸び率（前年同期比）を示すことができました。

また、インターネットでの販売強化にも積極的に取り組んでまいりました。インターネット通販サイト「イーでじ」を「ノジマオンライン」に改称したことにより、ブランドネーム統一による知名度向上と、実店舗とのポイントの相互利用、品揃えの補完等の相乗効果を図り、お客様の購買行動の多様化にも対応してまいりました。

なお、当社は、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、パソコンやデジタル家電を中心としたインターネット通販を主要事業とする株式会社アベルネット（東京都台東区、代表取締役社長・小山励基、平成24年2月期売上高264億円）の発行済株式48.5%を取得いたしました。これにより、当社グループを構成する関連会社（持分法適用会社）として、インターネット通販における豊富なノウハウを共有する等、シナジー効果を高

めることができるものと考えております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,999億76百万円（前年同期比94.8%）、営業利益は20億70百万円（前年同期比278.4%）、経常利益は34億82百万円（前年同期比106.7%）、当期純利益は18億48百万円（前年同期比87.2%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は66億22百万円で、その主なものは次のとおりであります。

株ノジマ

設 備 名	所在地	内 容	開 店 年 月
土地	神奈川県	事業用地	平成24年9月取得
葛西店	東京都	店 舗	平成24年10月
島田店	静岡県	店 舗	平成24年10月
厚木本店	神奈川県	店 舗	平成24年10月移転
長泉店	静岡県	店 舗	平成24年11月移転
野比店	神奈川県	店 舗	平成24年11月
府中四谷店	東京都	店 舗	平成24年11月
浅草EKIMISE店	東京都	店 舗	平成24年11月
イオンつくば店	茨城県	店 舗	平成25年3月

③ 資金調達の状況

当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と総額148億円の貸出コミットメント及び当座貸越契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第48期 (平成22年3月期)	第49期 (平成23年3月期)	第50期 (平成24年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (平成25年3月期)
売 上 高(百万円)	166,941	213,500	211,051	199,976
経 常 利 益(百万円)	5,794	7,270	3,262	3,482
当 期 純 利 益(百万円)	4,629	3,708	2,119	1,848
1株当たり当期純利益	243円41銭	198円16銭	111円81銭	96円96銭
総 資 産(百万円)	59,836	64,054	65,688	70,631
純 資 産(百万円)	17,218	20,678	22,405	24,088
1株当たり純資産	919円57銭	1,098円65銭	1,171円62銭	1,254円23銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第50期及び第51期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定の基礎となる株式数に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を含めております。

(3) 重要な子会社の状況

当社グループが提供する通信機器販売のうち、地域性によるニーズに対して、より柔軟に対応し、さらなる営業強化を進めるとともに、遠隔地であることによる無駄を省き、管理面の効率を図ることを目的として、西日本エリア（中国・四国地方）における携帯電話等通信機器販売の100%子会社、西日本モバイル㈱を有しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内経済に景気回復の兆しが見られるものの、家電流通業界におきましては、市場規模の縮小等により依然厳しい状況が続くものと予想されます。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様に喜んでいただけるよう、全従業員一丸となり、知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

①店舗運営

お客様の立場に立った行動で、便利な場所で必要なものが揃う選びやすい売り場を作ってまいります。家庭用電化製品やスマートフォン等の新製品及び新技術については、お客様のご要望に合わせた質の高いコンサルティングをするため、当社グループの従業員の増員を引き続き進めてまいります。

②人材育成

専門知識を有する商品アドバイザーはもちろん、お客様に喜ばれるアイデアを提案できる人材を育成してまいります。人材の育成にあたっては、教育用WEBツールを活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を図り、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。

③店舗展開

店舗展開につきましては、今後とも神奈川県を中心として、近隣都道府県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本とし、既存店舗のスクラップアンドビルドを行う一方で、条件の良い売り場面積の増大を図りながら効率の良い出店を行い、店舗網の拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、㈱ノジマ及び連結子会社1社（西日本モバイル㈱）により構成されており、事業といたしましては、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器、携帯電話を中心とする通信関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成25年3月31日現在)

(株) ノジマ 本社：神奈川県横浜市西区
商品センター：神奈川県横浜市鶴見区
神奈川開通センター：神奈川県横浜市西区
中国支社：鳥取県米子市 四国支社：香川県高松市

総合店舗 神奈川県31店 東京都24店 埼玉県16店 千葉県10店
静岡県11店 長野県1店 山梨県4店 新潟県9店
茨城県3店 合計109店

通信専門店 神奈川県25店 東京都15店 埼玉県13店 千葉県5店
静岡県4店 新潟県1店 長野県1店 愛知県1店
香川県10店 愛媛県6店 高知県2店 島根県3店
鳥取県3店 合計89店

(注) 通信専門店の店舗数は、単独店舗のみを記載しております。

(7) 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,648名 (2,431名)	234名増 (426名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末に比べ234名増加しておりますが、主として新規出店計画等を見据えて、よりお客様の立場に立ったコンサルティングセールスを行っていくため、正社員の採用を積極的に行なった結果であります。
3. 契約社員及びパートタイマーが前連結会計年度末に比べ426名減少しておりますが、これは主に前連結会計年度に地デジ化対応等のパートタイマーが退職したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,584名 (2,356名)	170名増 (12名増)	29.6歳	5.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ170名増加しておりますが、主として新規出店計画等を見据えて、よりお客様の立場に立ったコンサルティングセールスを行っていくため、正社員の採用を積極的に行なった結果であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱東京UFJ銀行	4,430,020千円
(株) 横浜銀行	2,045,000
(株) みずほ銀行	1,736,649
(株) 三井住友銀行	1,225,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 85,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,096,234株 (自己株式1,366,174株を除く)
- ③ 株主数 12,538名 (前期末比952名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
野島廣司(有)	1,950,000株	10.2%
野島絹代	1,906,050	10.0
ティーエヌホールディングス(株)	1,330,000	7.0
真柄準一	1,050,036	5.5
財団法人真柄福祉財団	852,240	4.5
(有)ケイエッチ	750,000	3.9
(有)ノマ	750,000	3.9
ネックス社員持株会	670,400	3.5
野島隆久	609,800	3.2
(株)三菱東京UFJ銀行	560,000	2.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,366,174株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 自己株式(1,366,174株)には、従業員持株会E S O P信託口が所有する172,500株は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度末日における新株予約権等の状況

1) 第6回新株予約権（平成20年9月16日発行）

- ・新株予約権の数 1,861個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 186,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 32,000円（1株当たり320円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年8月15日から平成25年8月14日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2) 第7回新株予約権（平成21年7月14日発行）

- ・新株予約権の数 3,199個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 319,900株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使価額
1個当たり 66,400円（1株当たり664円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成23年6月23日から平成26年6月22日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 3) 第8回新株予約権（平成22年9月14日発行）
- ・新株予約権の数 3,233個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 323,300株（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額
1個当たり 61,500円（1株当たり615円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成25年8月7日から平成27年8月6日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 4) 第9回新株予約権（平成23年9月15日発行）
- ・新株予約権の数 4,352個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 435,200株（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額
1個当たり 77,200円（1株当たり772円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成26年8月24日から平成28年8月23日まで

- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 5) 第10回新株予約権（平成24年10月11日発行）
 - ・新株予約権の数 4,799個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 479,900株（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使価額
1個当たり 55,700円（1株当たり557円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年9月19日から平成29年9月18日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保 有 者 数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第6回新株予約権	320個	32,000株	5名
	第7回新株予約権	810個	81,000株	11名
	第8回新株予約権	540個	54,000株	11名
	第9回新株予約権	600個	60,000株	11名
	第10回新株予約権	690個	69,000株	11名
社 外 取 締 役	第6回新株予約権	40個	4,000株	2名
	第7回新株予約権	80個	8,000株	3名
	第8回新株予約権	60個	6,000株	3名
	第9回新株予約権	130個	13,000株	6名
	第10回新株予約権	150個	15,000株	6名

②当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に交付した新株予約権等は①5)に記載のとおりであります。

上記新株予約権のうち当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交 付 者 数
当 社 従 業 員 (当 社 役 員 を 兼 ね て い る 者 を 除 く)	4,160個	416,000株	1,000名

(注) 当社従業員の新株予約権の数、目的となる株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び執行役の状況 (平成25年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 代表執行役社長	野 島 廣 司	指名委員、報酬委員 西日本モバイル(株)取締役
取締役 代表執行役専務	三 枝 達 実	人事総務部長、指名委員 (委員長) 西日本モバイル(株)代表取締役
取締役 執行役	福 田 浩 一 郎	店舗運営管理部長
取締役 執行役	佐 藤 丈 三	C S 推進部長
取締役 執行役	山 内 渉	販売企画部長
取締役 執行役	石 坂 洋 三	モバイルコミュニケーション推進部長 西日本モバイル(株)取締役
取 締 役	金 高 英 紀	社外取締役、監査委員 (委員長) 指名委員、報酬委員 西日本モバイル(株)監査役
取 締 役	木 村 喬	社外取締役、指名委員、報酬委員
取 締 役	星 名 光 男	社外取締役、指名委員、報酬委員
取 締 役	松 嶋 英 機	社外取締役、監査委員
取 締 役	梅 津 武	社外取締役、監査委員
取 締 役	五 味 康 昌	社外取締役
取 締 役	久 夙 良 木 健	社外取締役
取 締 役	野 村 秀 樹	社外取締役
取 締 役	神 谷 光 治	報酬委員 (委員長)
執 行 役	鍋 島 賢 一	A V 情報家電推進部長
執 行 役	倉 持 昭 彦	店舗運営管理部第1ブロック長
執 行 役	広 瀬 哲 夫	店舗開発部長
執 行 役	小 鈴 信 雄	財務経理部長 西日本モバイル(株)監査役
執 行 役	野 島 亮 司	I T 戦略事業部長

(注) 1. 取締役金高英紀、木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久夙良木健、野村秀樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 会社法第400条第2項に定める委員会設置会社の各委員は、平成24年6月23日開催の取締役会以下のおり選任され就任いたしました。
「指名委員」
：三枝達実氏（委員長）、野島廣司氏、金高英紀氏、木村喬氏、星名光男氏
「監査委員」
：金高英紀氏（委員長）、松嶋英機氏、梅津武氏
「報酬委員」
：神谷光治氏（委員長）、野島廣司氏、金高英紀氏、木村喬氏、星名光男氏
3. 平成24年6月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木勲氏と取締役仙波昂氏は退任いたしました。
4. 当社は、大阪証券取引所に対して、取締役木村喬氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	取 締 役		執 行 役		合 計		摘 要
	支 給 人 員	支 給 額 (千 円)	支 給 人 員	支 給 額 (千 円)	支 給 人 員	支 給 額 (千 円)	
報酬委員会決議に基づく 確定金額	17 (9)	153,747 (34,111)	8	54,822	23 (9)	208,569 (34,111)	(注)
報酬委員会決議に基づく 退職慰労金	2 (1)	4,593 (1,980)	1	350	3 (1)	4,943 (1,980)	(注)

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役15名、執行役11名で、内6名は取締役と執行役を兼任しております。
3. 上記の人員には、平成24年6月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項1号による確定額であります。
5. ()内は社外取締役9名に支払った額であります。
6. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

③ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

- 1) 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得が可能な競争力のある報酬体系を基本方針とします。
- 2) 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構

成します。

- 3) 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
- 4) 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
- 5) 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

④ 社外役員に関する事項

1) 取締役 金高英紀

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回のうち12回に出席、監査委員会11回の全てに出席し、金融機関における豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、監査委員長としての立場から、当社の経営全般について発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

ハ) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

金高英紀氏は西日本モバイル株式会社の監査役であります。西日本モバイル株式会社は当社がその株式の100%を保有する連結子会社であります。

2) 取締役 木村喬

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回の全てに出席し、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

3) 取締役 星名光男

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回の全てに出席し、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

4) 取締役 松嶋英機

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回のうち11回に出席、監査委員会11回のうち8回に出席し、弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般、特に法務的な視点から積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

5) 取締役 梅津武

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回の全てに出席、平成24年6月23日就任以降の監査委員会8回の全てに出席し、税理士としての会計税務に関する経験・知識等にもとづき、当社の経営全般、特に税務面について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

6) 取締役 五味康昌

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回のうち11回に出席し、都市銀行を始めとする金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

7) 取締役 久野良木健

イ) 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般、特にエレクトロニクス関連の技術の分野に関して積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

8) 取締役 野村秀樹

イ) 当事業年度における主な活動状況

平成24年6月23日就任以降の取締役会10回の全てに出席し、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等に基づき、当社の経営全般、特に情報通信の分野の経営課題について積極的に発言を行っております。

ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または、法令の定める額のいずれか高い額であります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
② 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,400
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,400

(注) 1. 当社の子会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査委員会の決定を得たうえで、又は、監査委員会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社（以下「監査委嘱者」という。）と会計監査人有限責任監査法人トーマツ（以下「監査受嘱者」という。）は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き、500万円又は監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
 - ①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - 2) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - 2) 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - 3) 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係規程を整備し、適切に運用する。
- ⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規程、執行役職務分掌規程その他関係規程を整備する。

- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。
- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - 3) 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
 - 4) 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	44,640,871	流動負債	34,993,233
現金及び預金	5,180,115	支払手形及び買掛金	21,266,965
受取手形及び売掛金	15,574,973	1年内償還予定の社債	250,000
商品及び製品	17,523,029	1年内返済予定の長期借入金	3,246,309
原材料及び貯蔵品	5,634	未払金	3,033,295
繰延税金資産	1,438,674	未払法人税等	1,446,694
未収入金	4,377,877	未払消費税等	227,973
その他	541,876	ポイント引当金	3,093,121
貸倒引当金	△1,310	その他	2,428,873
固定資産	25,990,588	固定負債	11,549,287
有形固定資産	17,025,724	社債	125,000
建物及び構築物	7,182,427	長期借入金	6,752,360
車両運搬具	25,026	販売商品保証引当金	2,240,041
器具備品	1,737,962	退職給付引当金	1,626,343
土地	7,993,397	役員退職引当金	134,086
建設仮勘定	86,909	資産除去債務	28,713
無形固定資産	926,256	その他	642,741
のれん	10,105	負債合計	46,542,520
ソフトウェア	906,503	純資産の部	
その他	9,647	株主資本	23,911,329
投資その他の資産	8,038,608	資本金	4,323,175
投資有価証券	1,301,716	資本剰余金	4,284,205
繰延税金資産	437,043	利益剰余金	16,172,737
敷金及び保証金	6,015,217	自己株式	△868,789
その他	318,041	その他の包括利益累計額	40,981
貸倒引当金	△33,410	その他有価証券評価差額金	40,981
資産合計	70,631,460	新株予約権	136,628
		純資産合計	24,088,940
		負債・純資産合計	70,631,460

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		199,976,283
売 上 原 価		163,724,075
売 上 総 利 益		36,252,207
販売費及び一般管理費		34,181,850
営 業 利 益		2,070,357
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,955	
仕 入 割 引	1,329,798	
そ の 他	233,778	1,602,532
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	138,382	
社 債 利 息	2,268	
支 払 手 数 料	26,432	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,146	
そ の 他	16,766	189,996
経 常 利 益		3,482,893
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 評 価 損 戻 入 益	112,038	
固 定 資 産 売 却 益	873	
そ の 他	4,870	117,782
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,016	
固 定 資 産 除 却 損	62,851	
減 損 損 失	308,217	
そ の 他	22,333	395,418
税金等調整前当期純利益		3,205,257
法人税、住民税及び事業税	1,603,064	
法人税等調整額	△245,916	1,357,148
少数株主損益調整前当期純利益		1,848,108
当 期 純 利 益		1,848,108

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	4,323,175	4,294,941	14,705,541	△1,043,077	22,280,581
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△380,913		△380,913
当期純利益			1,848,108		1,848,108
自己株式の取得				△319	△319
自己株式の処分		△10,735		174,607	163,871
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△10,735	1,467,195	174,288	1,630,747
平成25年3月31日残高	4,323,175	4,284,205	16,172,737	△868,789	23,911,329

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成24年4月1日残高	29,161	29,161	96,143	22,405,886
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△380,913
当期純利益				1,848,108
自己株式の取得				△319
自己株式の処分				163,871
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11,820	11,820	40,485	52,305
連結会計年度中の変動額合計	11,820	11,820	40,485	1,683,053
平成25年3月31日残高	40,981	40,981	136,628	24,088,940

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 西日本モバイル(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社数 1社
- ・主要な会社の名称 (株)アベルネット
- ・当連結会計年度において株式会社アベルネットの株式を取得したことにより同社を持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用した関連会社の決算期の状況

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- a. 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- b. 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、リサイクル商品（中古品）については売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～34年
車両運搬具	2年～6年
器具備品	2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については発生年度に費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ホ. 役員退職引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

借入金の将来の金利市場における利率の上昇による変動リスクを回避するため、金利スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみ利用しており、特例処理を採用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

⑥ のれんの償却に関する事項

発生した連結会計年度から5年間で均等償却しております。

(5) 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ 52,219千円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	408,992千円
土地	1,510,208千円
敷金及び保証金	670,941千円
計	2,590,143千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	371,650千円
長期借入金	1,225,000千円
計	1,596,650千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

10,929,782千円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	14,800,000千円
借入実行残高	－千円
差引借入未実行残高	14,800,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	20,462	—	—	20,462
合計	20,462	—	—	20,462
自己株式				
普通株式	1,420	0	56	1,365
ESOP信託口が 所有する普通株式	380	—	208	172
合計	1,801	0	264	1,537

- (注) 1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、取締役会決議による単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、単元未満株式の売渡し、及びストック・オプションの行使による処分によるものであります。また、ESOP信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成24年5月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 190,417千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年5月29日

ロ. 平成24年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 190,496千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成24年9月30日
- ・効力発生日 平成24年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成25年5月7日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 190,972千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年6月3日

(注) ESOP信託口が保有する当社株式は、配当金の支払対象株式であります。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

第6回新株予約権 普通株式	186,100株
第7回新株予約権 普通株式	319,900株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。デリバティブ取引は、金利変動のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計処理基準に関する事項④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、「売掛金に関する規程」に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,180,115	5,180,115	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,574,973	15,574,973	—
(3) 未収入金	4,377,877	4,377,877	—
(4) 投資有価証券	659,481	659,481	—
(5) 敷金及び保証金	6,015,217	5,802,442	△212,774
資産計	31,807,664	31,594,889	△212,774
(1) 支払手形及び買掛金	21,266,965	21,266,965	—
(2) 未払金	3,033,295	3,033,295	—
(3) 未払法人税等	1,446,694	1,446,694	—
(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）	375,000	371,777	△3,222
(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	9,998,669	10,011,034	12,365
負債計	36,120,623	36,129,767	9,143
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	642,234

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,180,115	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,574,973	—	—	—
未収入金	4,377,877	—	—	—
合計	25,132,966	—	—	—

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	250,000	125,000	—	—
長期借入金	3,246,309	6,102,360	650,000	—
合計	3,496,309	6,227,360	650,000	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は279,006千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,298,107	△72,012	2,226,094	2,425,976

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,254円23銭
(2) 1株当たり当期純利益 96円96銭

当連結会計年度において、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数に含まれております。

7. 追加情報

(従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」における会計処理)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会決議に基づき、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」を導入しております。

本プランでは、「ネックス社員持株会」（以下「当社持株会」という。）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」（以下「E S O P信託口」という。）が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託口の債務を保証しており、当社とE S O P信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、E S O P信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末現在の自己株式数は次のとおりであります。

自己株式数	1,537,674株
うち、当社所有自己株式数	1,365,174株
うち、E S O P信託口所有当社株式数	172,500株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉本 茂次 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三富 康史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第44条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第51期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 金 高 英 紀 ㊞

監査委員 梅 津 武 ㊞

- (注) 1. 監査委員 松嶋英機は5月21日の監査委員会を所用のため欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。なお、同監査委員からは上記記載の監査の方法と結果について事前に了解を得ております。
2. 監査委員 金高英紀、松嶋英機及び梅津武は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	43,656,030	流動負債	34,413,441
現金及び預金	5,037,692	買掛金	20,758,289
売掛金	14,746,167	1年内償還予定の社債	250,000
商品及び製品	17,316,322	1年内返済予定長期借入金	3,246,309
原材料及び貯蔵品	5,634	未払金	3,163,431
前払費用	523,690	未払法人税等	1,363,769
繰延税金資産	1,431,668	未払消費税等	204,004
未収入金	4,580,026	未払費用	441,018
短期貸付金	251	前受金	1,379,402
その他	15,886	預り金	414,745
貸倒引当金	△1,310	前受収益	99,349
固定資産	26,029,665	ポイント引当金	3,093,121
有形固定資産	17,025,724	固定負債	11,549,287
建物	6,478,217	社債	125,000
構築物	704,210	長期借入金	6,752,360
車両運搬具	25,026	販売商品保証引当金	2,240,041
器具備品	1,737,962	退職給付引当金	1,626,343
土地	7,993,397	役員退職引当金	134,086
建設仮勘定	86,909	預り保証金	640,739
無形固定資産	926,256	資産除去債務	28,713
のれん	10,105	その他	2,001
ソフトウェア	906,503	負債合計	45,962,728
その他	9,647	純資産の部	23,545,410
投資その他の資産	8,077,685	株主資本	23,545,410
投資有価証券	1,307,809	資本金	4,323,175
関係会社株式	30,000	資本剰余金	3,993,619
出資金	620	資本準備金	3,238,158
破産更生債権等	21,572	その他資本剰余金	755,461
長期前払費用	240,250	利益剰余金	16,097,404
繰延税金資産	435,665	利益準備金	80,227
敷金及び保証金	6,015,217	その他利益剰余金	16,017,177
保険積立金	21,720	土地圧縮積立金	133,875
その他	38,240	固定資産圧縮積立金	62,722
貸倒引当金	△33,410	別途積立金	97,200
資産合計	69,685,696	繰越利益剰余金	15,723,379
		自己株式	△868,789
		評価・換算差額等	40,928
		その他有価証券評価差額金	40,928
		新株予約権	136,628
		純資産合計	23,722,967
		負債・純資産合計	69,685,696

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から）
（平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		196,341,669
売 上 原 価		160,735,441
売 上 総 利 益		35,606,227
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		33,718,875
営 業 利 益		1,887,352
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,936	
仕 入 割 引	1,329,798	
雑 収 入	232,361	1,601,096
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	140,650	
雑 損 失	16,352	
支 払 手 数 料	26,432	183,435
経 常 利 益		3,305,013
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 評 価 損 戻 入 益	112,038	
固 定 資 産 売 却 益	873	
そ の 他	4,870	117,782
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2,016	
固 定 資 産 除 却 損	62,851	
減 損 損 失	308,217	
そ の 他	22,333	395,418
税 引 前 当 期 純 利 益		3,027,376
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,520,091	
法 人 税 等 調 整 額	△237,532	1,282,558
当 期 純 利 益		1,744,818

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	土地圧縮積立	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成24年4月1日残高	4,323,175	3,238,158	1,028,825	80,227	133,875	64,870	97,200	14,357,327
事業年度中の変動額								
分割型の会社分割による減少			△262,627					
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,147		2,147
剰余金の配当								△380,913
当期純利益								1,744,818
自己株式の取得								
自己株式の処分			△10,735					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△273,363	—	—	△2,147	—	1,366,052
平成25年3月31日残高	4,323,175	3,238,158	755,461	80,227	133,875	62,722	97,200	15,723,379

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成24年4月1日残高	△1,043,077	22,280,581	29,161	29,161	96,143	22,405,886
事業年度中の変動額						
分割型の会社分割による減少		△262,627				△262,627
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△380,913				△380,913
当期純利益		1,744,818				1,744,818
自己株式の取得	△319	△319				△319
自己株式の処分	174,607	163,871				163,871
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	11,767	11,767	40,485	52,252
事業年度中の変動額合計	174,288	1,264,829	11,767	11,767	40,485	1,317,081
平成25年3月31日残高	△868,789	23,545,410	40,928	40,928	136,628	23,722,967

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券
・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～34年
構築物	10年～15年
車両運搬具	2年～6年
器具備品	2年～15年

② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権は、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③ 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員退職引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
借入金の将来の金利市場における利率の上昇による変動リスクを回避するため金利スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみ利用しており特例処理を採用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
 - ② のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
- (6) 会計方針の変更
(減価償却方法の変更)
当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 52,219千円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物	408,992千円
土地	1,510,208千円
敷金及び保証金	670,941千円
計	2,590,143千円

- ② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	371,650千円
長期借入金	1,225,000千円
計	1,596,650千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

10,929,782千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ① 短期金銭債権 202,296千円
- ② 長期金銭債権 4,361千円
- ③ 短期金銭債務 174,793千円

- (4) コミットメントライン等

当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入枠	14,800,000千円
借入実行残高	－千円
差引借入未実行残高	14,800,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

① 売上高

25,219千円

② 仕入高

29,951千円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

24,192千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
当社が保有する普通株式	1,420千株	0千株	56千株	1,365千株
E S O P信託口が所有する当社の普通株式	380千株	一千株	208千株	172千株
合計	1,801千株	0千株	264千株	1,537千株

- (注) 1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、取締役会決議による単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使、持株会への譲渡によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	(千円)
未払事業税	123,919
商品評価損	224,350
未払事業所税	37,889
ポイント引当金	1,173,839
仕入割戻繰延	10,017
その他	48,230
繰延税金資産（流動）小計	1,618,247
評価性引当額	△186,578
繰延税金資産（流動）合計	1,431,668
繰延税金資産（流動）純額	1,431,668
繰延税金資産（固定）	
役員退職引当金否認	48,026
退職給付費用否認	580,024
投資有価証券評価損	106,141
販売商品保証引当金	805,854
減損損失	1,122,195
その他	236,637
繰延税金資産（固定）小計	2,898,881
評価性引当額	△2,331,725
繰延税金資産（固定）合計	567,155
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	17,930
土地圧縮積立金	73,940
固定資産圧縮積立金	34,897
その他	4,721
繰延税金負債（固定）合計	131,490
繰延税金資産(固定)の純額	435,665

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
評価性引当金の増減額	△1.3%
住民税均等割額	4.0%
交際費等永久に損金不算入の項目	0.9%
受取配当金等永久に損金不算入の項目	△0.1%
過年度法人税等修正額	△0.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%
新株予約権	0.6%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 役員及び個人主要株主等
記載すべき重要なものではありません。
- (2) 子会社等
記載すべき重要なものではありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,235円07銭
- (2) 1株当たり当期純利益 91円54銭

当事業年度において、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数に含まれております。

8. 追加情報

(従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」における会計処理)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

本プランでは、「ネックス社員持株会」（以下「当社持株会」という。）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」（以下「E S O P信託口」という。）が、今後3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託口の債務を保証しており、当社とE S O P信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、E S O P信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末現在の自己株式数は次のとおりであります。

自己株式数	1,537,674株
うち、当社所有自己株式数	1,365,174株
うち、E S O P信託口所有当社株式数	172,500株

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉本 茂次 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三富 康史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第51期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

株式会社ノジマ 監査委員会

監査委員 金 高 英 紀 ㊞

監査委員 梅 津 武 ㊞

(注) 1. 監査委員 松嶋英機は5月21日の監査委員会を所用のため欠席いたしましたので、本監査報告書に署名押印いたしておりません。なお、同監査委員からは上記記載の監査の方法と結果について事前に了解を得ております。

2. 監査委員 金高英紀、松嶋英機及び梅津武は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 家庭電気製品、石油器具、ガス器具、住宅設備機器の販売、付帯工事及び修理</p> <p>2. 通信機器（移動体通信機器を含む）、時計、カメラ、宝石、貴金属、精密機器、光学機器、計量機器、医療機器、コンピュータ機器、事務機器、家具、日用雑貨品、衣料品、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、スポーツ用品、日用大工用品、園芸用品、肥料、レコード、楽器、玩具、書籍、文房具、事務用品、健康器具、介護用品の販売</p> <p>3. ～10. （条文省略）</p> <p>11. 駐車場、スポーツ施設及びカラオケボックス等の娯楽施設の経営並びにその賃貸</p>	<p>第2条（目的） （現行どおり）</p> <p>1. 家庭電気製品、石油器具、ガス器具、住宅設備機器の販売、付帯工事、<u>修理及び技術指導</u></p> <p>2. 通信機器（移動体通信機器を含む）、時計、カメラ、宝石、貴金属、精密機器、光学機器、計量機器、医療機器、コンピュータ機器、事務機器、家具、日用雑貨品、衣料品、自動車、自動車部品、自動車用品、自転車、スポーツ用品、日用大工用品、園芸用品、肥料、レコード、楽器、玩具、書籍、文房具、事務用品、健康器具、介護用品の販売、付帯工事、<u>修理及び技術指導</u></p> <p>3. ～10. （現行どおり）</p> <p>11. 駐車場、スポーツ施設及びカラオケボックス等の娯楽施設並びに<u>パソコン、スポーツその他趣味及び教養のための文化教室の経営並びにその賃貸</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
12. (条文省略)	12. (現行どおり)
13. <u>観劇券、鑑賞券の販売斡旋代理業、旅行業</u>	13. <u>観劇券、鑑賞券、商品券、プリペイドカード等の販売並びに委託取次業務、旅行業</u>
14. ～15. (条文省略)	14. ～15. (現行どおり)
16. <u>コンピュータ及び周辺機器の製作及びコンピュータソフトウェアの製作</u>	16. <u>家庭電気製品、コンピュータ、周辺機器及びコンピュータソフトウェアの開発、製造</u>
17. ～22. (条文省略) (新設) (新設)	17. ～22. (現行どおり) 23. <u>自然エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売等に関する業務</u> 24. <u>スポーツ、文化事業等の興行及び仲介斡旋</u>
<u>23. ～26.</u> (条文省略)	<u>25. ～28.</u> (現行どおり)

第2号議案 取締役17名選任の件

現任の取締役15名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち佐藤丈三氏は退任となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の3名を含む17名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	野島 弘司 (昭和26年1月12日生)	昭和48年4月 有限会社野島電気商会(現当社)入社 昭和53年8月 当社取締役 平成3年1月 当社専務取締役 平成6年7月 当社代表取締役社長 平成14年5月 当社代表取締役社長(CEO)兼執行役員管理統括本部長 平成15年6月 当社取締役兼代表執行役社長(CEO)兼管理統括本部長 平成17年5月 当社取締役兼代表執行役社長(CEO) 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役会長(CEO) 平成19年4月 当社取締役兼代表執行役会長(CEO)兼管理本部長 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長(CEO) 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役社長(CEO)(現任) (重要な兼職の状況) 西日本モバイル株式会社取締役	255,535株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	さ え ぐ さ た つ み 三 枝 達 実 (昭和31年5月7日生)	昭和55年6月 有限会社野島電気商会（現当社） 入社 平成3年6月 当社取締役販売推進部長 平成14年5月 当社常務取締役兼 執行役員M&M統括本部長 平成14年6月 当社専務取締役兼 執行役員M&M統括本部長 平成17年6月 当社取締役兼代表執行役専務 マーケティング本部長 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役社長（C OO） 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役副社長C SR推進部長 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役専務C SR推進部長 平成24年6月 当社取締役兼代表執行役専務人事 総務部長（現任） （重要な兼職の状況） 西日本モバイル株式会社代表取締役	97,650株
3	ふ く だ こ う い ち ろ う 福 田 浩 一 郎 (昭和45年5月6日生)	平成6年4月 当社入社 平成22年3月 当社店舗運営管理部第2ブロック 長 平成23年4月 当社店舗運営管理第二部長 平成23年6月 当社執行役店舗運営管理第二部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役店舗運営管理 第二部長 平成24年10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理 部長（現任）	11,300株
4	や ま う ち わ た る 山 内 渉 (昭和25年8月2日生)	平成17年6月 株式会社真電取締役経営企画室長 平成19年3月 当社執行役真電事業部経営企画グ ループ長 平成19年6月 当社執行役企画管理部経営管理グ ループ長 平成20年4月 当社執行役販売企画部企画グル ープ長 平成20年10月 当社執行役販売企画部長 平成22年6月 当社取締役兼執行役販売企画部長 （現任）	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	いし ざか よう ぞう 石坂 洋三 (昭和22年7月4日生)	平成11年9月 当社顧問 平成12年8月 当社執行役員人事部長 平成13年7月 当社取締役 平成14年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社取締役 平成20年3月 当社取締役兼ソロン株式会社常務取締役販売推進部長 平成23年10月 当社取締役兼執行役モバイルコミュニケーション推進部長（現任） (重要な兼職の状況) 西日本モバイル株式会社取締役	27,900株
6	かね たか ひで き 金高英紀 (昭和30年8月31日生)	昭和54年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成14年4月 同行新宿西口支社長 平成19年4月 同行監査部業務監査室上席監査役 平成21年6月 株式会社荒井製作所執行役員 平成23年2月 当社顧問 平成23年6月 当社取締役（現任） 平成24年11月 株式会社アベルネット監査役（現任） (重要な兼職の状況) 西日本モバイル株式会社監査役	-
7	き むら たかし 木村 喬 (昭和20年6月27日生)	昭和44年3月 株式会社西友ストア（現合同会社西友）入社 平成9年8月 同社常務取締役 平成11年5月 株式会社東京シティファイナンス代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役（現任）	4,000株
8	ほし な みつ お 星名光男 (昭和17年10月13日生)	昭和41年3月 株式会社岡田屋入社 平成6年5月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成12年11月 ウエルシア関東株式会社監査役（現任） 平成15年5月 イオン株式会社専務執行役員 平成16年5月 同社常任顧問 平成17年6月 株式会社やまや取締役（現任） 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成24年11月 株式会社アベルネット取締役（現任）	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	まつ しま ひで き 松 嶋 英 機 (昭和18年4月19日生)	昭和46年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 清水直法律事務所入所 昭和51年3月 独立事務所開設 平成16年1月 西村ときわ法律事務所 代表パートナー弁護士 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成19年7月 西村あさひ法律事務所 代表パートナー弁護士（現任）	-
10	うめ つ たけし 梅 津 武 (昭和16年12月29日生)	平成11年7月 練馬東税務署長 平成12年8月 梅津税理士事務所開設 平成12年9月 当社顧問 平成15年6月 当社取締役（現任）	5,000株
11	ご み やす まさ 五 味 康 昌 (昭和18年2月8日生)	昭和41年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年5月 同行常務取締役業務企画部長 平成14年6月 同行専務取締役法人営業部門長 平成15年5月 同行副頭取法人営業部門長 平成16年6月 三菱証券株式会社取締役会長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社(現三菱UFJ証券ホールディングス株式会社)取締役会長兼最高経営責任者 平成21年4月 同社取締役会長 平成21年5月 同社相談役 平成21年6月 三菱地所株式会社取締役（現任） 株式会社山形銀行監査役（現任） 平成22年6月 当社取締役（現任） 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役（現任） 讀賣テレビ放送株式会社取締役（現任） 平成25年2月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社特別顧問（現任）	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
12	く たら ぎ けん 久 茅 良 木 健 (昭和25年8月2日生)	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成15年4月 同社取締役副社長 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント代表取締役会長兼グループCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テクノロジーアドバイザー (現任) 平成20年6月 株式会社角川グループホールディングス取締役 (現任) 平成21年6月 株式会社角川マガジズ取締役 (現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株式会社代表取締役社長 (現任) 平成22年3月 楽天株式会社取締役 (現任) 平成23年6月 当社取締役 (現任)	-
13	の むら ひで き 野 村 秀 樹 (昭和19年10月14日生)	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成8年6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社取締役営業推進部長 平成10年6月 同社常務取締役千葉支店長 平成12年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ常務取締役営業本部長 平成14年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海代表取締役社長 平成17年6月 ドコモ・サービス株式会社代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役 (現任)	-
14	かみ や こう じ 神 谷 光 治 (昭和21年8月16日生)	平成20年10月 当社顧問 平成21年3月 当社人事総務部長 平成21年10月 当社執行役人事総務部長 平成23年4月 当社執行役 平成23年6月 当社取締役 (現任)	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
15	* なべ しま けん いち 鍋 島 賢 一 (昭和49年4月22日生)	平成8年6月 株式会社リリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年8月 当社マーケティング本部第二MK グループエリア長 平成18年4月 当社販売本部販売推進部家電販売 グループ長 平成21年3月 当社AV家電販売推進部長 平成21年6月 当社執行役AV家電販売推進部長 平成22年10月 当社執行役AV家電情報推進部長 平成23年8月 当社執行役販売推進部長 平成24年4月 当社執行役AV情報推進部長 平成24年10月 当社執行役AV情報家電推進部長 (現任)	4,100株
16	* の じま りょう じ 野 島 亮 司 (昭和54年1月24日生)	平成17年1月 株式会社イーネット・ジャパン入 社 平成20年1月 同社代表取締役社長 平成20年10月 当社入社 平成23年10月 当社IT戦略事業部長 平成24年6月 当社執行役IT戦略事業部長(現 任)	3,000株
17	* はる な とし あき 春 名 利 昭 (昭和32年10月15日生)	昭和55年4月 エヌ・テー・エヌ東洋ベアリング 株式会社(現NTN株式会社)入 社 平成2年3月 株式会社西洋環境開発入社 平成8年9月 日本トイザラス株式会社入社 平成16年3月 同社人事・総務部長 平成18年4月 同社取締役兼執行役員コーポレー ト本部長兼人事・総務部長 平成19年2月 同社取締役兼執行役員店舗運営本 部長兼コーポレート本部長 平成19年10月 同社取締役兼執行役員店舗運営本 部長 平成20年4月 同社執行役員店舗運営本部長 平成20年10月 同社執行役員コーポレート本部長 兼経営企画室長 平成21年8月 同社執行役員コーポレート本部長 平成24年6月 当社顧問(現任)	-

(注) 1. *印は新任取締役候補者です。

2. 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

3. 木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久夙良木健、野村秀樹、春名利昭の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由等について

- ① 木村喬氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。なお、当社は、木村喬氏を、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- ② 星名光男氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。
- ③ 松嶋英機氏につきましては、弁護士として培われた法律の専門家としての経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏は、高名な弁護士として多数の著書もあり、幾多の企業再生に関与した経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行し得るものと判断いたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年になります。
- ④ 梅津武氏につきましては、税理士として会計税務に関する経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって10年になります。
- ⑤ 五味康昌氏につきましては、金融機関における豊富な経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年になります。
なお、五味康昌氏が取締役を務めていた三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（旧三菱UFJ証券株式会社）は、平成21年1月から3月に行われたシステム部元職員によるお客様の情報等を漏えいする行為により、平成21年6月に金融庁から業務改善命令及び個人情報保護に関する法律に基づく勧告を受領しました。同氏は本件が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の重要性を強調し、不当な業務執行の防止に努めておりました。また、本件発覚後は、取締役会において経営陣が策定した業務改善策を監督し、必要な意見を述べております。
- ⑥ 久野良木健氏につきましては、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
- ⑦ 野村秀樹氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
- ⑧ 春名利昭氏につきましては、小売業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、当社の社外取締役候補者といたしました。

5. 社外取締役との責任限定契約について

- ① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である金高英紀、木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久野良木健、野村秀樹の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。
- ② 本総会にて木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久野良木健、野村秀樹の各氏の再任が承認された場合には、引続き同様の契約を締結するとともに、新たに、春名利昭氏との間に同様の契約を締結する予定です。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式700,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、7,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から 3 年を経過した日を始期として、その後 2 年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が（7）に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、
(5) ③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

以上

<ご参考>

委員会委員就任予定者（平成25年6月22日就任予定）

委 員 会 名	氏 名	※は委員会委員長
指 名 委 員 会	※三枝達実 野島廣司 春名利昭 木村 喬 星名光男	
監 査 委 員 会	※春名利昭 松嶋英機 梅津 武	
報 酬 委 員 会	※神谷光治 野島廣司 木村 喬 星名光男 梅津 武	

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会当日ご出席の場合は、郵送による議決権行使またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成25年6月21日（金曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮

パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号2
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
TEL (045) 222-5050



○交通のご案内

JR線・市営地下鉄線「桜木町」駅下車徒歩5分

みなとみらい線「みなとみらい」駅下車・クイーンズスクエア方面出口徒歩3分

- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 当日は、些少ながらお土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様1名に対し1個とさせていただきます。